

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目 次

- ◇規則 蚕糸事務に関する権限委任規則
- ◇訓令 蚕業指導所処務規程
- 鳥取県繭検定所処務規程
- 鳥取県蚕業試験場処務規程
- ◇告示 土地区劃整理組合長等選任についで  
大字の設置
- 国民健康保険を行う町村に対する条例制定  
認可
- ◇教委告示 臨時教育委員会の開催

## 規 則

蚕糸事務に関する権限委任規則をここに公布する。

昭和二十八年八月十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴

木 武

### 鳥取県規則第五十四号

蚕糸事務に関する権限委任規則

第一条 蚕糸業法施行規則等に規定する知事の権限のうち次に掲げる事項を蚕業指導所長に委任する。

- 一 合格蚕種の台紙又は容器に検査合格証印を押なつ、すること（蚕糸業法施行規則第二十四条）
- 二 検査合格証印を押なつ、したものに封緘証紙をはり、又は封緘証印を押なつ、すること（蚕糸業法施行規則第二十五条）

三 合格証印がある蚕種の分割譲渡手続に關すること（蚕糸業法施行規則第二十六条）

四 蚕種製造業者の蚕兒掃立届の処理（蚕糸業法施行規則第三十一条）

五 蚕種製造業者の蚕兒上簇届又は繭検査申請書の処理（蚕糸業法施行規則第三十二条）

六 原々蚕種原蚕種又は普通蚕種の検査申請書の処理（蚕糸業法施行規則第三十三条蚕糸業法施行手続第七条）

訓令

鳥取県訓令第二十二号

蚕業指導所長

蚕業指導所処務規程を次のように定める。

昭和二十八年八月十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

蚕業指導所処務規程

(総則)

第一条 蚕業指導所(以下「指導所」という。)の処務については、別に定めるものを除く外、この規程に定めるところによる。

(組織)

第二条 指導所に所長の外、所員若干人を置く。

(職員の職務)

第三条 所長は、職員の事務分担を定めるときは、そのつ、度知事に報告しなければならない。

七 輸入蚕種に検査合格証印を押なつ、すること(蚕糸業法施行規則第五十条)

八 輸入蚕種の検査申請書の処理(蚕糸業法施行手続第十八条)

九 桑苗生産者の桑苗生産届並びに変更届の処理(蚕糸業法施行規則第五十三条)

十 桑苗検査請求書の処理(鳥取県桑苗検査条例第二十条)

十一 蚕種製造用蚕兒の掃立口合併又は分割届の処理(蚕糸業法施行手続第一条)

十二 検査合格証印の押なつ又は封緘証紙のち、よう、附申請書の処理(蚕糸業法施行手続第八条)

第二条 蚕業指導所長は、委任を受けた事項のうち処理した事件で特に参考となるものは、そのつ、度知事に報告しなければならない。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 鳥取県繭検定所規程(昭和十一年三月鳥取県令第八号)は廃止する。

(事務の代決)

第四条 所長は事故があるときは、あらかじめ所長が指定した職員がその事務を代決する。

2 前項の規程により代決した事項は、遅滞なく後閱を受けなければならない。但し、定例又は軽易なものについては、この限りでない。

(報告)

第五条 所長は、毎年三月十五日までに翌年度の事業計画を、毎年四月三十日までに前年度の事業成績をそれぞれ知事に報告しなければならない。但し、次に掲げる事項については、そのつ、度報告しなければならない。

- 一 一年度の中途において計画を変更した事項
- 二 各種の成績その他につき印刷物を刊行したとき
- 三 その他緊要と認める事項

(事務引継)

第六条 所長が転職、免職又は退職の場合は、すみやかに書類及び帳簿その他重要事項につき引継書を作成し

て、後任者又は知事が指定した職員に引き継がなければならない。

2 前項の引継を完了したときは、連署をもつてその状況を知事に報告しなければならない。

(服務)

第七条 所長は、県外に旅行又は出張しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。但し、上司の命による場合は、この限りでない。

(その他)

第八条 この規程に定めるもののほか、事務の処理について必要な事項は、所長において別に定め知事の承認を受けなければならない。これを改正しようとするときもまた同様とする。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

鳥取県訓令第二十二号

鳥取県繭検定所長

鳥取県蘭検定所処務規程を次のように定める。  
昭和二十八年八月十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

(総則)

第一条 鳥取県蘭検定所(以下「検定所」という。)の処務については、別に定めるものを除く外、この規程の定めるところによる。

(組織)

第二条 検定所に所長の外所員若干人を置く。

(職員の職務)

第三条 所長は、職員の事務分担を定めたときは、そのつ、度知事に報告しなければならない。

(事務代決)

第四条 所長に事故があるときは、あらかじめ所長が指定した職員がその事務を代決する。

2 前項の規定により代決した事項は、遅滞なく後閣を受けなければならない。但し、定例又は軽易なもの

についてはこの限りでなし。

(報告)

第五条 所長は、毎年三月十五日までに翌年度事業計画を、毎年四月三十日までに前年度事業成績をそれぞれ知事に報告しなければならない。但し、次に掲げる事項については、そのつ、度報告しなければならない。

- 一 年度中途において計画を変更した事項
- 二 各種の成績その他につき印刷物を刊行したとき
- 三 その他緊要と認める事項

(事務引継)

第六条 所長が転職、免職又は退職の場合は、すみやかに書類及び帳簿その他重要事項につき引継書を作成し、後任者又は知事が指定した職員に引き継がなければならない。

2 前項の引継を完了したときは、連署をもつてその状況を知事に報告しなければならない。

(服務)

第七条 所長は、県外に旅行又は出張しようとするとき

は、知事の承認を受けなければならない。但し、上司の命による場合は、この限りでなし。

鳥取県蚕業試験場処務規程  
(総則)  
第一条 鳥取県蚕業試験場(以下「試験場」という。)の処務については、別に定めるものを除く外、この規程の定めるところによる。

第八条 この規程に定めるものの外、事務の処理について必要な事項は、所長において別に定め知事の承認を受けなければならない。これを改正しようとするときもまた同様とする。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

鳥取県訓令第二十三号

鳥取県蚕業試験場長

鳥取県蚕業試験場処務規程を次のように定める。

昭和二十八年八月十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

第二条 試験場に場長の外場員若干人を置く。

第三条 場長は、職員の事務分担を定めたときは、そのつ、度知事に報告しなければならない。

(事務代決)

第四条 場長に事故があるときは、あらかじめ場長が指定した職員がその事務を代決する。

2 前項の規定により代決した事項は、遅滞なく後閣を受けなければならない。但し定例又は軽易なものについては、この限りでなし。

(事務引継)

第五条 場長が転職、免職又は退職の場合は、すみやか

に書類及び、帳簿その他重要事項につき引継書を作成して、後任者又は知事の指定した職員に引き継がなければならない。

2 前項の引継を完了したときは、連署をもつてその状況を知事に報告しなければならない。

(服務)

第六条 場長は、県外に旅行又は出張しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。但し上司の命による場合はこの限りでない。

(報告)

第七条 場長は毎年三月十五日までに翌年度事業計画を、毎年四月三十日までに前年度の事業成績をそれぞれ知事に報告しなければならない。

(その他)

第八条 この規程に定めるものの外、事務の処理について必要な事項は、場長において別に定め知事の承認を受けなければならない。これを改正しようとするときも、また同様とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百五十七号

大岩村赤井土地区劃整理組合組合長及び組合副長選任について昭和二十八年八月一日次のとおり認可した。

昭和二十八年八月十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県岩美郡大岩村大字岩本一、一五一番地一

組合長 大西 七郎

鳥取県岩美郡大岩村大字岩本一、一八三番地三

組合副長 湊 正市

鳥取県告示第三百五十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により昭和二十七年十一月一日から八頭

那隼村の区域内の大字福井及び上野を廃止しその区域に

次のとおり大字福井、隼福、上野、中野を設置した旨届出があつた。

大字名 廃止前の大字の名称及び区域

福井  
上野田、岩ヶ淵、向島、上前河原、上柳原、土居ノ上、屋敷、下柳原、下前河原、壱町田、井古田、島屋敷、川端、島ノ下、砂田、横繩、立繩、壱本木、井手添、西ノ下、中西岡、宮ノ谷、上土居、大谷、谷口、大成口、大口、上ミ山、ホフキ、小袋谷、フタマタ、下西岡、上西岡、天神、寺谷、手谷、大谷平、上エ土居平

前野、中田、鏡口、隅田、中野、樋ノ詰、下野町、野町、コフ路沢、馬場代、砂田、前土

大字名 新たに設置する大字の名称及び区域

福井  
上野田、岩ヶ淵、向島、上前河原、上柳原、土居ノ上、屋敷、下柳原、下前河原、壱町田、井古田、壱本木、井手添、西ノ下、中西岡、宮ノ谷、上土居、大谷、谷口、大成口、大口、上ミ山、ホフキ、小袋谷、フタマタ、下西岡、上西岡、天神、寺谷、手谷、大谷平、上エ土居平 以上三十二字名

隼福

島屋敷、川端、島ノ下、砂田、横繩、立繩 以上六字名

鏡口、隅田、野町、コフ路、沢、馬場代、砂田、前土居、西ノ下モ、狐岩、畑ヶ田、宮ノ

松原	下田中	八〇	松原	東田中	全 筆
"	"	"	"	村下土居	〇二
"	"	七八	"	"	四二〇
"	"	六三	"	"	一一〇
"	"	六二	"	"	二二〇
"	"	六一	"	"	五二五
"	"	六〇	六反田	東田中	七〇〇
"	"	四五ノ一	"	"	〇二四
"	"	四三ノ一	"	"	全 筆
"	"	四二	松原	上田中	一、二〇〇
"	"	"	"	"	八二〇
"	"	"	"	"	三二〇
"	"	一三七ノ一	松原	上田中	六二八
"	"	一三九	"	東田中	全 筆
"	"	一五八	"	下田中	二〇五
"	"	一六六ノ一	六反田	東田中	四一〇
"	"	"	松原	上田中	五二〇
"	"	"	"	東田中	二二〇

現 在		大字名	一 字	地 区	番 域	地 目	大字名	變 更	一 字	名 一 反	別 附	記 域
六反田	東前大平	二九	田	六反田	東田中	東田中	六反田	東田中	東前大平	二〇〇歩		
"	東田中	三一ノ一	"	"	"	東田中	"	"	東前大平	一〇〇		
"	村下土居	四〇	"	"	"	東田中	"	"	東田中	三二〇		

鳥取県告示第三百五十九号  
 耕地整理施行のため気高郡大郷村の字の区域を昭和二十八年六月三十日から次のとおり変更した。

備考、新たに設置された字の地番は夫々従前の地番とする。

昭和二十八年八月十四日  
 鳥取県知事職務代理者  
 鳥取県副知事 鈴木 武

<p>上野</p> <p>居、西ノ下モ、狐岩、畑ケ田、宮ノ下夕、入尾兎、井津尻、宮ノ本、漆原、瓜田、屋敷、堂ノ元、下新干、土居ノ元、小川、下三反田、上沖代、下沖代、下梅ケ坪、上新干、岸添え、中瀬、上梅ケ坪、中沖、錆田、</p>	<p>上野</p> <p>本、漆原、瓜田、屋敷、堂ノ元、下新干、土居ノ元、小川、下三反田、上沖代、下沖代、下梅ケ坪、上新干、中瀬、岩添え、上梅ケ坪、中沖、錆田</p> <p>以上二十九字名</p>
<p>中野</p> <p>前野、中田、中野、樋ノ詰、下野町、宮ノ下夕、入尾兎、井津尻</p> <p>以上八字名</p>	

"	"	一六六ノ二	"	"	"	〇一四	
"	"	一六八ノ一	"	"	六反田	東田中	、一一五
"	"	一六八ノ二	"	"	"	"	、一二五
"	"	一六八ノ三	"	"	"	"	、二二二
"	"	一七三	"	"	松原	上田中	、〇〇三
"	"	一七五ノ一	"	"	"	"	、〇〇八
"	"	一七五ノ二	"	"	"	"	、〇二二
"	"	一七六	"	"	"	"	、〇二二
"	"	一七七ノ一	"	"	"	"	、〇〇二
"	新開田	五九六ノ六三	"	"	西前田	全	筆
"	"	五九六ノ八〇	"	"	"	"	"
"	"	五九六ノ八七	原野	"	"	"	"

鳥取県告示第三百六十号

国民健康保険を行う次の町村に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第十六号）第八条ノ十三第二項の規定に基づく条例制定の認可があつた。

昭和二十八年八月十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

- 一 国民健康保険を行う町 東伯郡東郷町
- 一 認可年月日 昭和二十八年六月十日
- 一 国民健康保険を行う町 東伯郡関金町
- 一 認可年月日 昭和二十八年七月五日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十五号

臨時教育委員会を次のとおり開催する。

昭和二十八年八月十四日

鳥取県教育委員会委員長 伊佐田 甚藏

一日時 昭和二十八年八月十五日十時半

二 場所 県教育委員会々議室

三 議題 教職員の退職勧誘について

その他

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

印刷所 鳥取県鳥取市東町

本年度こそは!

# 良い器材を!!

孔版社の器材で……悪い器材は、使ひにくくすぐ使えなくなつたりします、大変な御損です。

孔版社では、多年の経験と技術的良心に基いて撰定した、最優秀な謄写印刷材料を安く販売して居ります。

尙鳥取駅前に販売部(印刷部連絡所を兼)を開設致しますので、何卒多少に拘らず、御用命下さいませ御願ひ致します。

遠隔地よりの御注文は、郵送又は配達させて戴きます。

予算書、決算書等の印刷は……

技術も設備も山陰一の信頼できる孔版社へ御下命下さい。どんなお急ぎの印刷でも最も安く納期も厳守致します。

謄写印刷と材料の  
デパート

## 鳥取 孔版社

本社——鳥取市西町268(日赤前入)  
電 2 7 3 1  
出張所——鳥取驛前(うまき旅館前)